

# 郵政20条裁判 西日本結審する -判決は1月24日-



# ひろしま

郵政産業労働者ユニオン  
広島支部(広島郵便局内)  
支部メールアドレス  
piwu\_hiroshima@yahoo  
.co.jp

## 東日本に続き

## 裁判が結審

10月19日、郵政20条(西日本)裁判第2回控訴審(結審)が11時から大阪高裁で開廷されました。控訴審は10分程度のやりとりで終結し、判決は、来年1月24日大阪高裁と決まりました。

## 相次ぐ

## 画期的判決

郵政20条(西日本)裁判は、非正規雇用の職員8名が日本郵便を相手に不合理な労働条

件の是正を求めて提訴しました。そして、今年2月21日地裁判決が言い渡され、正社員との年末年始勤務手当、住居手当、扶養手当の労働条件の相違を不合理だとして、原告8名の請求を認め、会社に対して合計金3,045,400円の損害賠償を命じる画期的な勝利判決を勝ち取りました。



## 中国・九州地本共催

## ボウリング大会

11月3日(土) 福岡・博多スターレーン

しかも、東京地裁判決では割合減額となっていました。本判決は100%支給を命じました。

一方、東京地裁が不合理と認めた病気休暇、夏期冬期休暇の休暇については具体的判断を避けました。

扶養手当を獲得できた意義、とくに、扶養手当の100%支給を獲得できたことは大きな社会的反響を及ぼしています。朝日新聞社説は、この扶養手当について「正社員との格差をなくそうという昨今の労働現場の切実な声に応えた判断」と高く評価しています。

郵政ユニオン広島支部の組合事務室を獲得しよう! 会社は組合事務室を貸与せよ!

## 社会に逆行する

### 郵政の職場

しかし、会社は20条裁判つぶしともいえる裁判判決自体はもとより、社会全体の格差是正の流れに逆行する、正社員の労働条件を引き下げて、非正規社員の「処遇改善」を提案してきました。「処遇改善」と言っても、一部の「改善」に過ぎず、内容も同一労働同一賃金とは程遠い内容です。政府もその様な事が無いよう配慮するとしている中、いま日本郵政の社会的な責任が問われています。



そして舞台は、高裁へ移りました。東・西日本とも全員が控訴し、東京高裁での東日本裁判は、去る9月25日に結審となり12月13日に判決が下されることになっています。西日本裁判では、違法判断とならなかった他の手当部分「外務業務手当」「早出等勤務手当」「祝日給」「夏期年末手当」賞与「また、裁判所が判断をなしえなかった有給での「病気休暇」や「夏期冬期の休暇」の獲得に向けさらにたたかいを継続しています。

## さらに前進した 判決を!

裁判終了後、中之島中央公会堂大会議室にて報告集会が開かれました。

森弁護団長は「会社側の新たな反論が一昨日(10/17)示され、結審までに再反論できないと裁判官に訴えて、12月10

日を期限に書面による反論提出することになりました。2月21日、大阪地裁判決以降、請求の拡張や内容の変更(東京地裁の判示した損賠可能との要素を加味)し要求額も上積みしている」と詳細に説明されました。また、夏期年末一時金について主体的に弁論を担当した楠弁護士からは「精査すると契約(期間雇用)社員は正社員(かつての一般職)に比して2.6倍、6.9倍、新一般職との比較でも格差1.78倍、3.5倍となった。安倍政権が唱える同一労働同一賃金のまやかしを暴き、さらなる勝利をめざす」と、検証の苦労をものともしない心強い発言がありました。郵政ユニオン近畿地本・松岡顧問の司会で支援者や共闘のなかまからエールを受け、原告6名(三原・岡・竹内・高橋・岡崎・くぬぎ各氏)の決意表明と近畿地本・熊谷委員長の団結ガンバローで散会しました。

# 春闘アンケート取り組み中 ご協力をお願いします